令和4年度佐世保市営業活動支援事業補助金【募集要項】

1. 事業の目的

この要項は、経済対策の一環として製造業及び卸売業(製造問屋※に限る。)を営む佐世保市内の中小企業者※に対して、感染症拡大防止策を講じた営業活動を支援し、受注獲得の促進に寄与することを目的とするものです。

※製造問屋:自らは製造を行わないで、自己所有に属する原材料を下請け工場などに支給して製品を 作らせ、これを自己の名称で販売するもの。

※中小企業者:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

2. 補助対象者

補助対象事業者は地場企業者とし、次の要件を全て満たすものとします。

- (1)主たる事業として製造業又は卸売業(製造問屋に限る。)を営む中小企業者で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2)市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- (3)市税を滞納していない者であること。

3. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表1のとおりとします。

別表1

区分	種別	補助限度額	内容	備考
補	旅費 (交通費・宿泊費・日 当・ETC使用料・駐車料 金・レンタカー利用料等) ※ガソリン代は対象外。	1 社あたり 30万円	令和4年7月1日から令和 5年3月10日の期間において、自社製品の販路開 拓を目的とした、県外企 業への年間取引見込額 100万円以上の営業活動 にかかる訪問旅費…①	補助金額は、訪問企業の 所在する目的地までの行 程に応じ別表 2 に定める 補助基準額の1/2以内と する。 ※宿泊費については、補 助対象経費の上限額を1 泊につき8,000円(補助上 限額4,000円)とする。
経費	感染症に係る 検査費		①において、実施した検 査費用	補助金額は、購入費また は自己負担額の1/2以内 とする。
	※消費税及び地方消費税を除く。 ※第6条で定める交付申請までに支払いが完了する経費に限る。			る。

※国県等の補助金など財政的支援との重複はできません。

別表 2

目的地	補助基準額(旅費の額)	
北海道	60,000	
東北地方 50,000		
関東地方 50,000		
北陸地方	50,000	
中部地方	40,000	
近畿地方	36,000	
中国地方	35,000	
四国地方	30,000	
福岡県	7,000	
佐賀県	4,000	
熊本・大分県	15,000	
宮崎・鹿児島県	27,000	
沖縄県 40,000		

4. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の限度額は、1社あたり300,000円とします。算出した額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。

5. 応募手続きの概要

【申請期間】令和4年7月1日~令和5年3月10日

【提 出 先】佐世保市役所観光商工部商工労働課

住所: 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

電話: 0956-24-1111 (內線 3004) Mail: syouko@city.sasebo.lg.jp

【提出方法】持参または郵送

【提出書類】事業完了後 20 日以内または令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに下記申請書類を提出してください。

※事業完了とは、営業活動(旅費等の支払いを含む)の完了を指します。

※申請書は市HPよりダウンロードできます。

https://www.city.sasebo.lg.jp/kankou/syouko/eigyokatsudo/hojo.html

申請書類	部数
1. 交付申請書(様式第1号)	各1部

2.	営業活動実施報告書(様式第2号)
3.	所要額調書 (様式第3号)
4.	領収書等支払いを証明する書類の写し
5.	事業概要がわかる資料(製品パンフレット等)

6. 市税に滞納がないことを証する書類

6. その他

事業終了後半年を目途に、実績報告書に記載いただいた商談状況について、調査にご協力いただく場合があります。

以上